

令和7年度事業計画(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

「暴力のない安全で住みよい青森県」を実現するため、

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図るための広報啓発事業
- 2 暴力団員による不当な行為を受けた被害者等からの相談受理と助言、少年に対する暴力団の影響の排除、暴力団離脱希望者等に対する支援及び地域・職域における暴力団員の不当な行為の予防活動に対する支援事業
- 3 暴力団員の不当な行為による被害者等に対する見舞金等の支給、民事訴訟費用の貸付、暴力団追放運動推進支援金の支給及び離脱者雇用給付金の支給を行う事業
- 4 暴力団の事務所使用により、付近住民の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための暴力団事務所使用差止請求関係事業
- 5 暴力団員による不当要求行為の予防に関する知識の普及、暴力団排除意識の高揚を図るための不当要求防止責任者に対する責任者講習及び少年指導委員等に対する研修事業
- 6 暴力団員による不当要求行為の予防に関する知識の普及、暴力団排除意識の高揚を図るための広報啓発、地域・職域における暴力団員による不当な行為の予防活動を効果的に実施するための調査及び資料収集事業

を重点的に実施し、青森県警察、青森県弁護士会をはじめ行政機関、地域職域の関係機関・団体との連携を強化のうえ次の事業を効果的に推進する。

1 広報啓発事業(定款第4条第1号関係)

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 広報啓発	○ 暴排意識の高揚と相談事業の普及及び責任者講習の受講促進を図るため、ラジオ、新聞、市営バス等の車内放送、ポスター等の作成頒布、市営バスのフルラッピング広報活動等により ◇ 青森県暴力団排除条例 ◇ 暴力団追放三ない運動プラス1 ◇ 「暴力団で困ったら^{なにか}電話 017-723-8930^{やくざぜろ}」 ◇ 不当要求防止責任者講習の受講 ◇ 暴力団事務所使用差止請求関係事業等の広報を積極的に実施する。 ○ 「暴追あおもり」(年1回発行)や「暴追かわら版」などの不当要求対応要領等を紹介した小冊子・チラシ等の作成による情報発信を行う。 ○ 県内11地区20名の暴力団追放連絡員に対し、委嘱状の交付と研修会を実施するとともに各地区へ暴排条例等の広報活動を積極的に実施する。	事業年度内 事業年度内 令和7年 4月3日
(2) 暴力団追放作品コンクールの実施	○ 県内中学校、高等学校を対象に暴力団追放ポスター、標語を募集し、少年を中心とした暴排意識の高揚を図る。 ○ ポスター、標語の優秀作品を暴排ポスターとして作成し、県内各学校、企業、関係機関等に配布するとともに新聞広告、会報、封筒、名刺等あらゆるものに印刷活用して広報に資する。	令和7年 4月~6月 事業年度間

(3) 視聴覚教材の貸出	○ 当センターで保有する各業種別の不当な行為の特徴とそれに対する対応要領や個人攻撃の対応要領等を紹介したDVD 40種 81巻 を広報誌等により紹介し、賛助会員、不当要求防止責任者講習受講者、職域等暴力団排除団体等に無償で貸出を行う。	事業年度間
(4) 暴力追放県民大会の開催	○ リンクモア平安閣市民ホール（青森市民ホール）において、「第34回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会」を開催し、暴力団排除意識の高揚を図る。	令和7年 10月15日

2 相談・助言事業(定款4条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号関係)

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 暴力団員による不当な行為を受けた被害者等からの相談及び相談に対する助言	○ 暴力団員による不当行為の被害者等に対する支援を目的として、専門相談委員の専用電話及び面接による相談・助言事業を実施する。 ○ 事案により、非常勤相談委員である少年指導委員、保護司、弁護士、社会復帰アドバイザー及び警察本部、各警察署等と連携を図り対応実施する。 ○ Eメールによる相談受理の広報を実施し、相談業務の充実強化を図る。	事業年度間 事業年度間 事業年度間
(2) 少年からの相談及び相談に対する助言	○ 暴力団の影響を受け又は受ける恐れがある少年からの相談及び相談に対する助言を積極的に行う。 なお、相談対応に当たっては、暴力追放相談委員が担当し、必要により少年指導委員の非常勤相談委員及び警察等他機関と連携して行う。	事業年度間
(3) 暴力団離脱希望者からの相談及び相談に対する助言	○ 暴力団離脱希望者からの相談及び相談に対する助言を行う。 また、相談対応に当たっては、暴力追放相談委員が担当し、暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保及び社会復帰のための助言を行う。必要により警察本部社会復帰アドバイザーの非常勤相談委員及び警察等他機関と連携して行う。	事業年度間
(4) 研修会への講師の派遣	○ 行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の予防のために結成された組織に講師を派遣し、不当な行為の被害を予防するための対処方法の助言等を行う。 なお、派遣に当たっては、暴力追放相談委員を講師として無料で派遣し、必要により警察等他機関と連携して行う。	事業年度間

3 助成、貸付事業（定款第4条第2号、第5号、第9号関係）

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 被害者見舞金支給	○ 青森県内で発生した暴力団等による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して見舞金を遅滞なく支給出来るようにするため、警察本部、各警察署との連携を強化し、該当事案があった場合、即時、対応出来るようにする。 ○ 見舞金は10万円を上限とする。	事業年度間
(2) 民事訴訟費用の貸付	○ 暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる民事訴訟及び財産的被害修復の費用について貸付を実施する。 なお、同制度について青森県弁護士会にも周知を図り連携する。 ○ 貸付は100万円を上限として無利子で行う。	事業年度間
(3) 暴力団追放運動推進支援金の給付	○ 地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について支給する。 同制度については、各地域・職域の該当組織に周知を図る。 ○ 支援金は5万円を上限として行う。	事業年度間
(4) 離脱者雇用給付金支給	○ 暴力団離脱者を雇用した事業者に支給する。 ○ 給付金は5万円を上限として行う。	事業年度間

4 暴力団事務所使用差止請求関係事業

事業名	事業の内容	実施時期
事務所使用差止請求	○ 住民から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を行う。 ○ 制度の周知徹底を図るための広報を行う。	事業年度間

5 講習、研修事業（定款第4条第7号、第10号関係）

事業名	事業の内容	実施時期
(1) 責任者講習	○ 青森県公安委員会からの委託を受けて、不当要求防止責任者に対して行う不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を行う。 なお、責任者講習会においては、青森県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属する、いわゆる民暴弁護士を講師としての暴排講話を実施する。	事業年度間 （18回前後を予定）

(2) 少年指導委員 に対する研修	○ 県内の少年指導委員に対して、青森県警察本部生活安全部人身安全対策課少年対策室と連携し、青森八戸、むつ市において、少年に対する暴力団の勧誘や加入要求等の不当要求行為の予防活動等について研修を実施する。	令和7年 5月~7月
----------------------	---	---------------

6 調査、資料収集（定款第4条第11号関係）

事業名	事業の内容	実施時期
調査及び情報収集	○ 公刊物、相談業務等で把握した情報を収集・分析・管理し、事業推進の資料として蓄積に努め、必要により関係機関に情報提供する。	事業年度間
	○ 暴力団等反社会的勢力による被害等の実態把握のためアンケート調査を実施し、広報及び事業推進に資する。	事業年度間
	○ 全国暴追センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、最新の暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させる。	事業年度間
	○ 警察本部、青森県弁護士会及び当センターの三者協定による民事介入暴力対策研究会を開催し、それで得た情報を相談業務や各事業に反映させる。	事業年度間

7 その他

事業名	事業の内容		実施時期
(1) センター運営	理事会の開催	- 第1回通常理事会 - 第2回通常理事会	令和7年 5月中旬 令和8年 3月上旬
	評議員会の開催	定時評議員会	令和7年 6月中旬
	- 賛助会員の維持拡大 - 基本財産の適正かつ効果的な運用		事業年度間
(2) 暴力団社会復帰対策	暴力団員の社会復帰促進のための「青森県暴力団社会復帰対策協議会」を関係機関・団体等で開催する。		令和7年 11月中旬
(3) 資金調達及び設備投資の有無	資金調達及び設備投資の見込みはない。		